

設置の趣旨等を記載した書類（資料目次）

資料1	スポーツ基本計画（第2章）	…3
資料2	Compendium of OECD well-being indicators（抜粋）	…4
資料3	国際連合広報センターウェブサイト（スポーツと持続可能な開発（SDGs））	…5
資料4	スポーツ基本計画（第3章）	…6
資料5	学位授与の方針と人材養成像との関連性を示す図（前期課程及び後期課程）	…7
資料6	学位授与の方針と教育課程編成の方針との対比表（前期課程及び後期課程）	…9
資料7	研究指導基本スケジュール（前期課程及び後期課程）	…13
資料8	履修モデル（前期課程及び後期課程）	…14
資料9	立教大学研究活動行動規範	…19
資料10	立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会規程	…22
資料11	立教大学個人情報保護委員会規程	…26
資料12	基礎となる学部（前期課程）との関係図	…29
資料13	出願資格（博士課程前期課程）	…30
資料14	学校法人立教学院就業規則	…31
資料15	立教大学特別専任教授任用規程	…32
資料16	スポーツウエルネス学研究科時間割	…33
資料17	2020年度 立教大学図書館 統計・データ集	…34
資料18	立教大学部長会規程	…40
資料19	立教大学大学院委員会規程	…41

資料 20	立教大学教育改革推進会議規程	…42
資料 21	立教大学国際化推進会議規程	…43
資料 22	立教大学自己点検・評価規程	…44
資料 23	立教大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程	…45

○資料1 スポーツ基本計画（第2章）

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料1

2 出典

スポーツ庁（文部科学省）ウェブサイト

3 引用範囲

スポーツ基本計画（第2章）

https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656_002.pdf

4 その他の説明

スポーツが、多様性（ダイバーシティ）に満ちた共生社会の構築とともに地域社会、ひいては国際社会における平和と友好に寄与することが益々期待されていることを示す資料として、上記資料を引用した。

○資料2 Compendium of OECD well-being indicators (抜粋)

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料2

2 出典

OECD ウェブサイト

3 引用範囲

Compendium of OECD well-being indicators (表紙、P6)

<https://www.oecd.org/sdd/47917288.pdf>

4 その他の説明

ウェルネスレベルを高めることは、人の可能性の追求に関連した成長や社会貢献などを通して実現される包括的な幸福感を高めることに繋がることを示す資料として、上記資料を引用した。

○資料3 スポーツと持続可能な開発（SDGs）（国連広報センター）

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料3

2 出典

国連広報センターウェブサイト

3 引用範囲

スポーツと持続可能な開発（SDGs）

https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/18389/

4 その他の説明

スポーツウエルネス学科における教育研究内容が、社会から求められているものであることを示す根拠資料として、上記資料を引用した。

○資料4 スポーツ基本計画（第3章）

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料4

2 出典

スポーツ庁（文部科学省）ウェブサイト

3 引用範囲

スポーツ基本計画（第3章）

https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656_002.pdf

4 その他の説明

総合的な健康観であるウェルネスの向上をいかに図るかなどの問題は、今後、国家的な問題としてますます重要性を増すことが確実視されていることを示す根拠資料として、上記資料を引用した。

○前期課程

スポーツ
ウエルネス学

スポーツ分野

ウエルネス分野

- ・スポーツ科学とウエルネス科学を融合
- ・スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与することを目的とする

学位授与の方針

1. 根拠に基づく理論的な思考を伴った研究を行うための基礎的手法と研究倫理

2. 論文（修士論文）を執筆し、適切に発表する能力

3. スポーツウエルネス学に関する専門的な理論、知識、技能を修得し、実践的に運用できる能力

人材養成像
(想定される進路)

アスリート
パフォーマンス

プロチーム等におけるコーチ、トレーナー、スタッフ等

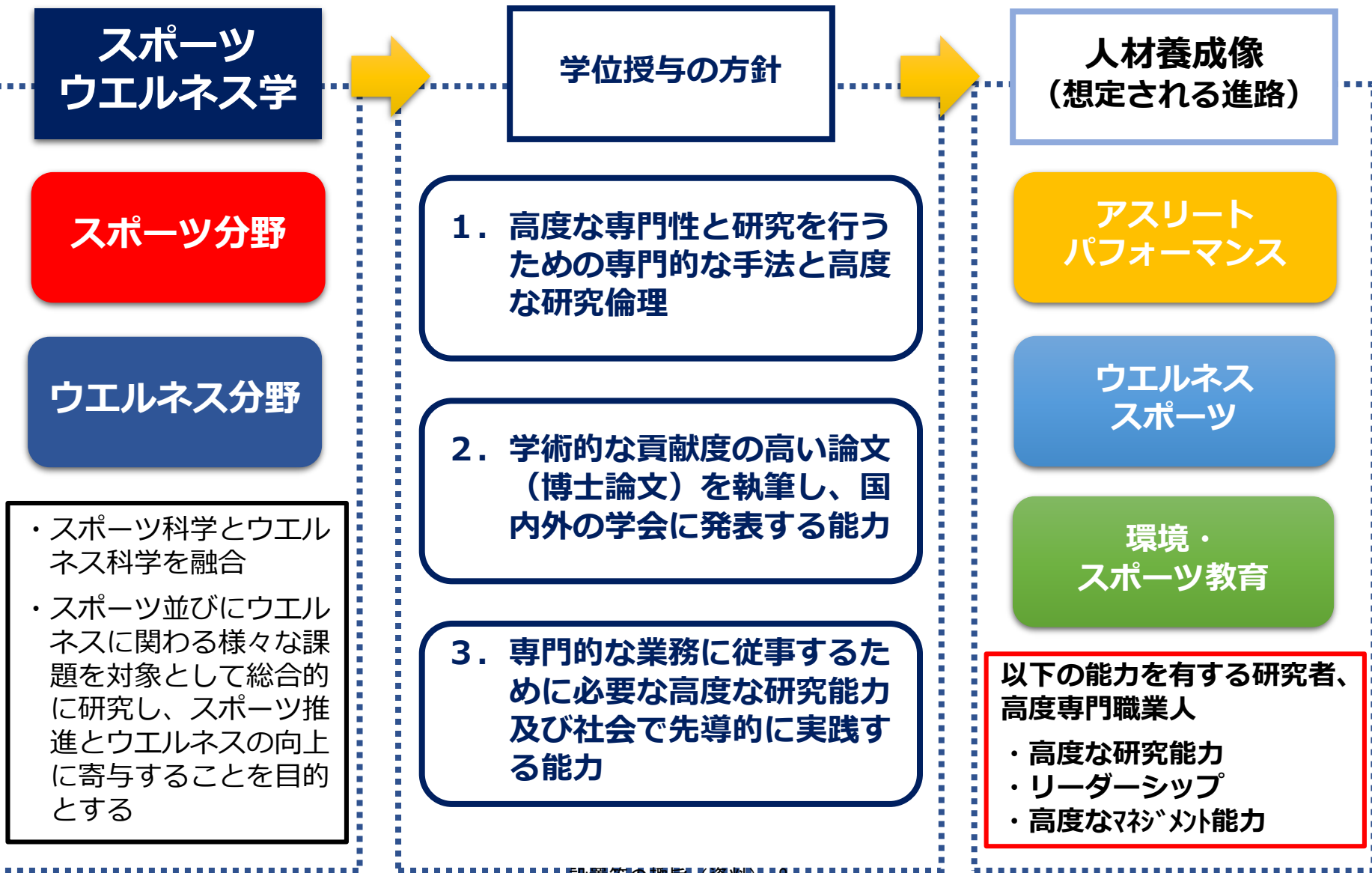
ウエルネス
スポーツ

国や地方自治体の職員、ウエルネス関連企業、スポーツ・健康関係団体職員等

環境・
スポーツ教育

保健体育科教員、ウエルネス・環境関連企業、国や地方自治体職員等

○後期課程



○スポーツウエルネス研究科（M）のDP及びCP

学位授与の方針（DP）	教育課程の編成・実施方針（CP）
<p>スポーツウエルネス学研究科を修了する者が身に付けるべき知識、能力等を下記のとおり定める。本課程に2年（4学期）以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者は、これらの知識、能力等を身に付けていると認め、修士の学位（修士（スポーツウエルネス学））を授与する。</p>	<p>前期課程では、学位授与の方針に沿って、以下のとおり30単位を修了要件とした教育課程を編成している。これらの教育課程を通じて得られる学修成果は、科目ごとに定める評価基準および修士論文審査基準によって評価する。</p>
<p>1. 広範囲にわたるスポーツウエルネス学における課題を探究心を持って認識することができ、根拠に基づく理論的な思考を伴った研究を行うための<u>基礎的手法と研究倫理</u>。</p>	<p>リサーチワーク（8単位修得）は、「研究基礎」および「研究指導1～3」で構成される。「研究基礎」は、<u>学位授与方針に掲げる（1）研究を行うための基礎的手法や研究倫理</u>を身に付けるため、必修科目として配置する。</p>
<p>2. スポーツの現場やウエルネスの向上を目指す社会における諸課題を的確に抽出し、外国語を含む国内外の既存文献を批判的に概観した上で、課題解決に向けた独自性のある問いを立てて仮説を導出し、それを実験、または質的あるいは量的な調査から適切に検証することにより<u>論文（修士論文）を執筆し、適切に発表する能力</u>。</p>	<p>また、「研究指導1～3」は、<u>学位授与方針に掲げる（2）論文（修士論文）を執筆し、適切に発表する能力及び（3）専門的な理論、知識、技能を修得し、実践的に運用できる能力</u>を養うために、必修科目として配置し、研究指導教員による修士論文を作成するための指導を行う。</p>
<p>3. スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与するための、スポーツウエルネス学に関する<u>専門的な理論、知識、技能を修得し、実践的に運用できる能力</u>。</p>	<p>さらに、研究指導における上記（3）の養成を補完するため、コースワークは、スポーツ分野及びウエルネス分野の2分野から、合わせて22単位以上の修得が必要である。</p> <p>スポーツ分野では、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するスポーツ科学的知見を身に付けるため、「スポーツウエルネス研究3（トレーニング科学、コーチング）」、「スポーツウエルネス研究7（スポーツ医学）」、「スポーツウエルネス研究9（バイオメカニクス）」、「スポーツウエルネス研究10（スポーツ・運動心理学）」、「スポーツウエルネス研究11（スポーツ方法学）」、「スポーツウエルネス研究6（スポーツ栄養学）」等の授業科目を配置する。</p> <p>ウエルネス分野では、身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展をめざすウエルネス科学的知見を身に付けるため、「スポーツウエルネス研究1（スポーツ社会学）」、「スポーツウエルネス研究2（野外教育、環境教育）」、「スポーツウエルネス研究4（環境生理学、神経科学）」、「スポーツウエルネス研究5（ウエルネスジェンダー学）」、「スポーツウエルネス研究8（健康心理学）」、</p>

	「スポーツウエルネス研究 12 (分子細胞生物学)」等の授業科目を配置する。
--	--

○スポーツウエルネス研究科 (D) の DP 及び CP

学位授与の方針 (DP)	教育課程の編成・実施方針 (CP)
<p>本課程に3年(6学期)以上在学して所定の単位を修得し、かつ研究指導を受けた上、博士の学位申請論文を提出して、その審査および最終試験に合格した者で、博士論文を作成した者に、博士(課程博士)の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については1年(2学期)以上在学すれば足りるものとする。本課程の修了者は、次の能力を身に付けている。</p>	<p>本課程では、学位授与の方針に沿って、指導教授・副指導教授による研究指導(リサーチワーク)と選択科目(コースワーク)を組み合わせ教育課程を編成している。これらの教育課程を通じて得られる学修成果は、科目ごとに定める評価基準および博士論文審査基準によって評価する。</p>
<p>1. 広範囲にわたるスポーツウエルネス学における研究者として自立して<u>研究活動を行うための高度な専門性と研究を行うための専門的な手法と高度な研究倫理。</u></p> <p>2. スポーツの現場やウエルネスの向上を目指す社会における諸課題を的確に抽出し、国内外の既存文献を批判的に概観した上で、課題解決に向けた独自性のある問いを立てて仮説を導出し、それを実験、または質的あるいは量的な調査から適切に検証することにより<u>学術的な貢献度の高い論文(博士論文)を執筆し、国内外の学会に発表する能力。</u></p> <p>3. スポーツ並びにウエルネスに関わる様々な課題を対象として総合的に研究し、スポーツ推進とウエルネスの向上に寄与するための、スポーツウエルネス学に関する高度で専門的な知識と分析能力、主導的な役割を担うためのリーダーシップ能力、課題の解決につながる新たな価値を創造できる能力、俯瞰的視野を伴って課題解決に向けた建設的な関係を築くためのマネジメント能力といった、<u>専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及び社会で先導的に実践する能力。</u></p>	<p>リサーチワークは授業科目として設定しないが、<u>学位授与方針に掲げる(1)研究活動を行うための高度な専門性、研究を行うための専門的な手法、高度な研究倫理、(2)学術的な貢献度の高い論文(博士論文)を執筆し、国内外の学会に発表する能力、(3)専門的な業務に従事するために必要な高度な研究能力及び社会で先導的に実践する能力を養うために、博士論文の作成のため、全ての学生が指導教員による研究指導を受けることになる。</u></p> <p>研究指導では、指導教授とそれ以外に2名の副指導教授から指導を受け、スポーツ分野又はウエルネス分野に関するテーマを設定するとともに、学術的に高度な知見を提出するための専門的知識と方法論的知識および批判的視点を得ることで、質の高い博士論文の完成を図る。その際、副指導教授2名はスポーツ分野、ウエルネス分野から各1名によって構成する。また、「研究指導基本スケジュール」に則り、3回にわたる審査会で発表をすることで、博士論文の作成を計画的に行う。審査会の第3回目となる予備審査会の開催にあたり、学会発表を含む一定の研究業績が求められる等の客観的基準が設定されることで、博士論文の作成のための段階的な目標とする。</p> <p>また、研究指導における上記(3)の養成を補完するため、コースワーク(6単位以上修得)は、スポーツ分野及びウエルネス分野の2分野から6単位以上の修得が必要である。</p> <p>スポーツ分野では、すべての人間の適応可能性を広げ、スポーツパフォーマンスの向上と高度なスポーツ文化の創造に寄与するスポーツ科学的知見を身に付けるため、「スポーツウエルネス研究3(トレーニング科学、コーチング)」、「スポーツウエルネス研究7(スポーツ医学)」、「スポーツウエルネス研究9(バイオメカニクス)」、「スポ</p>

	<p>ーツウエルネス研究 10 (スポーツ・運動心理学)、「スポーツウエルネス研究 11 (スポーツ方法学)」、「スポーツウエルネス研究 6 (スポーツ栄養学)」等の授業科目を配置する。</p> <p>ウエルネス分野では、身体的、精神的障害を予防しながら、幸福で充実した人生を送るために、より創造的に心身の健康を探求し、維持・発展をめざすウエルネス科学的知見を身に付けるため、「スポーツウエルネス研究 1 (スポーツ社会学)」、「スポーツウエルネス研究 2 (野外教育、環境教育)」、「スポーツウエルネス研究 4 (環境生理学、神経科学)」、「スポーツウエルネス研究 5 (ウエルネスジェンダー学)」、「スポーツウエルネス研究 8 (健康心理学)」、「スポーツウエルネス研究 12 (分子細胞生物学)」等の授業科目を配置する。評価にあたっては、前期課程より高度な達成水準を要求する。</p>
--	---

研究指導基本スケジュール（前期課程及び後期課程）

■研究指導基本スケジュール（前期課程）

学年	時期	行事項目
1年次	4月上旬	入学・履修ガイダンス
	4月中旬	導入アドバイザー
	9月上旬	指導教員決定 「研究指導1」履修登録
2年次	4月上旬	履修ガイダンス 「研究指導2」履修登録
	7月下旬	修士論文中間構想発表会
	9月上旬	「研究指導3」「修士論文」履修登録
	1月中旬	修士論文提出 試問・審査
	2月上旬	修士論文発表会
	2月下旬	合否判定
	3月下旬	大学院学位授与式（修士学位授与）

■研究指導基本スケジュール（後期課程）

学年	時期	行事項目
1年次	4月	「研究題目・指導教授届」提出
	7月	「期末研究報告書」提出
	2月	「期末研究報告書」提出
2年次	7月	「期末研究報告書」提出
	12月	「構想発表会」の開催を申請
	1月	「構想発表会」にて発表
	2月	「期末研究報告書」提出 「中間審査会」の開催を申請
	3月	「論文概要」を提出
3年次	4月	「中間審査会」にて発表・審査
	7月	「期末研究報告書」提出
	9月	「予備審査会」の開催を申請 「予備審査論文」「論文概要」を提出
	10月	「予備審査会」にて発表・審査
	11月	博士学位申請
	12～1月	「博士学位審申請論文」の審査
	1月	公聴会、最終試験
	2月	「期末研究報告書」提出
	3月	学位授与

資料8 履修モデル（前期課程及び後期課程）

■履修モデル（前期課程）

アスリートパフォーマンス

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1年次	前期	研究基礎 スポーツウエルネス研究3(トレーニング科学、 コーチング) スポーツウエルネス研究7(スポーツ医学) スポーツウエルネス研究9(バイオメカニクス) スポーツウエルネス研究1(スポーツ社会学)	2	2 2 2 2
	後期	研究指導1 スポーツウエルネス研究10(スポーツ・運動心理学) スポーツウエルネス研究14(トレーナー科学) スポーツウエルネス研究2(野外教育、環境教育) スポーツウエルネス研究5(ウエルネスジェンダー学)	2	2 2 2 2
2年次	前期	研究指導2 スポーツウエルネス研究15(データサイエンス) スポーツウエルネス研究11(スポーツ方法学)	2	2 2
	後期	研究指導3 スポーツウエルネス研究20(スポーツマンシップ、 スポーツ産業) 修士論文	2	2
修得単位数		小計	8	22
		合計	30	

ウエルネススポーツ

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1 年次	前期	研究基礎 スポーツウエルネス研究 1 (スポーツ社会学) スポーツウエルネス研究 6 (スポーツ栄養学) スポーツウエルネス研究 8 (健康心理学) スポーツウエルネス研究 3 (トレーニング科学、 コーチング)	2	2 2 2 2
	後期	研究指導 1 スポーツウエルネス研究 5 (ウエルネスジェンダー学) スポーツウエルネス研究 13 (スポーツマネジメント) スポーツウエルネス研究 2 (野外教育、環境教育) スポーツウエルネス研究 16 (ウエルネス科学)	2	2 2 2 2
2 年次	前期	研究指導 2 スポーツウエルネス研究 17 (アダプテッド・スポーツ) スポーツウエルネス研究 15 (データサイエンス)	2	2 2
	後期	研究指導 3 スポーツウエルネス研究 18 (スポーツメディア) 修士論文	2	2
修得単位数		小計	8	22
		合計	30	

環境・スポーツ教育

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1 年次	前期	研究基礎 スポーツウエルネス研究 4 (環境生理学、神経科学) スポーツウエルネス研究 11 (スポーツ方法学) スポーツウエルネス研究 1 (スポーツ社会学) スポーツウエルネス研究 7 (スポーツ医学)	2	2 2 2 2
	後期	研究指導 1 スポーツウエルネス研究 12 (分子細胞生物学) スポーツウエルネス研究 16 (ウエルネス科学) スポーツウエルネス研究 2 (野外教育、環境教育) スポーツウエルネス研究 18 (スポーツメディア)	2	2 2 2 2
2 年次	前期	研究指導 2 スポーツウエルネス研究 19 (生物多様性) スポーツウエルネス研究 15 (データサイエンス)	2	2 2
	後期	研究指導 3 スポーツウエルネス研究 10 (スポーツ・運動心理学) 修士論文	2	2
修得単位数		小計	8	22
		合計	30	

■履修モデル（後期課程）

アスリートパフォーマンス

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1年次	前期	研究指導 スポーツウエルネス研究 7（スポーツ医学）		2
	後期	研究指導 スポーツウエルネス研究 10（スポーツ・運動心理学）		2
2年次	前期	研究指導 スポーツウエルネス研究 15（データサイエンス）		2
	後期	研究指導		
3年次	前期	研究指導		
	後期	研究指導 博士論文		
修得単位数		小計		6
		合計	6	

ウエルネススポーツ

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1年次	前期	研究指導 スポーツウエルネス研究 1（スポーツ社会学）		2
	後期	研究指導 スポーツウエルネス研究 13（スポーツマネジメント）		2
2年次	前期	研究指導 スポーツウエルネス研究 8（健康心理学）		2
	後期	研究指導		
3年次	前期	研究指導		
	後期	研究指導 博士論文		
修得単位数		小計		6
		合計	6	

環境・スポーツ教育

学年	学期	科目名	単位数	
			必修	選択
1年次	前期	研究指導 スポーツウエルネス研究4(環境生理学、神経科学)		2
	後期	研究指導 スポーツウエルネス研究2(野外教育、環境教育)		2
2年次	前期	研究指導 スポーツウエルネス研究11(スポーツ方法学)		2
	後期	研究指導		
3年次	前期	研究指導		
	後期	研究指導 博士論文		
修得単位数		小計		6
		合計	6	

制 定 者	総長
所管責任者	
規程等種別	擬制規程
決 議 日	
改正施行日	

31 立教大学研究活動行動規範

施行 2010年12月16日

改正 2011年 4月 1日

(前文)

立教大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、研究者の自由な研究と自治を保証する一方、学術研究に対する社会からの信頼と負託に応える使命を持つ。本学は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成18年10月3日）に準拠し、本学において研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する全ての者が遵守すべき行動規範を定め、本学の学術研究が社会からの信頼と尊敬を得るべく、いかなる努力も惜しまないことを宣言する。

(目的)

第 1 条 この行動規範は、本学において研究者が、主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な事項を定めることにより、本学の学術研究の信頼性及び公正性の確保並びに研究者の適正かつ円滑な研究の遂行を図ることを目的とする。

(研究者の責任)

第 2 条 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

第 3 条 研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を、社会に示す最善の努力をすると共に、研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己研鑽)

第 4 条 研究者は、自らの専門知識、能力及び技芸の維持向上に努めると共に、学術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

第 5 条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

2 前項について、知的財産権取得や他者の権利保護等、合理的な理由により、公表に制約がある場合は、この限りでない。

(法令等の遵守)

第 6 条 研究者は、研究の実施等に当たっては、法令及び関係規則並びにこの行動規範及び本学の諸規程を遵守する。

(研究費の取扱い)

第 7 条 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令及び本学の諸規程等を遵守し、これを適正に使用する。また、研究費の源泉が、公的資金、財団や企業等からの助成金、共同研究費、寄附金、学生生徒等納付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努める。

(公正性)

第 8 条 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、発表等の過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

2 研究成果の発表に当たっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者のみを著者又は発表者とする。

3 他者の不正行為に関する苦情及び相談を受けた場合又は不正行為に気付いた場合は、速やかに本学の諸規程等によって定められた手続きを行う。

4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象等の尊重)

第 9 条 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する。研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合には研究への協力者に対してその目的、収集方法、個人情報の取扱い等について分かり易く説明し、協力者の同意を得る。また、実験動物等は、動物福祉に配慮し真摯な態度でこれを扱う。

(個人情報の保護)

第 10 条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさない。ただし、本人の同意がある場合は、この限りでない。

(他者との関係)

第 11 条 研究者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の名誉や知的財産権を尊重するとともに、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。

(差別・ハラスメントの排除)

第 12 条 研究者は、研究活動において起こりうるあらゆる形態の差別及びハラスメントを起こさない。また、立場や権限を利用して、その指示・指導等を受ける者に研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を行わない。

(環境・安全への配慮)

第 13 条 研究者は、実験等に用いる施設、設備、装置、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物、薬品等を取り扱う場合には、法令及び関係規則並びに本学の諸規程等を遵守し、研究に従事する者、その他の本学構成員及び学外者並びに生物及び環境に対し、いかなる危険を及ぼすこともないよう、その安全管理に万全を尽くす。また、研究で用いた廃液、薬品、材料等は、法令を遵守の上、環境に害を与えないよう責任をもって処理する。

(利益相反の防止)

第14条 研究者は、研究活動における社会連携活動を行うに当たり、利益相反行為を未然に防ぐ最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をする。

(承認を受ける義務)

第15条 研究者は、本学の諸規程において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該諸規程等によって定められた手続きによって承認を受ける。

2 前項のほか、法令又は当該分野の学会の規程等において、研究の実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該法令又は規程等で定められた手続きによって承認を受ける。

(研究を支援する者の責務)

第16条 本学において研究者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為を為さず、また、不正行為の防止を行い、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

(大学の責務)

第17条 本学は、この行動規範の運用を実効あるものにするとともに、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施する。

2 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。

3 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

4 本学は、本学の研究活動における倫理上及び安全管理上整備すべき事項について、必要な措置を講じる。

5 本学は、研究者が研究活動を行う上で、遵守すべき行動規範について必要な制度等の整備及び改善を、継続して実施する。

6 前5項の目的を達成するため、立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会を設置する。

7 立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第18条 この行動規範に関する事務は、リサーチ・イニシアティブセンターが行う。

(改廃)

第19条 この行動規範の改廃は、部長会の議を経て、総長が行う。

附 則

この行動規範は、2010年12月16日から施行する。

附 則

この行動規範は、2011年4月1日から施行する。

制 定 者	総長
所管責任者	
規程等種別	規程
決 議 日	
改正施行日	2021年 9 月 30 日

23 立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会規程

施行	2011年 4 月 1 日
改正	2013年11月 7 日
改正	2021年 9 月 30 日

(目的)

第 1 条 この規程は、「立教大学研究活動行動規範」(以下「行動規範」という。)第17条第7項に基づき設置する委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第 2 条 立教大学(以下「本学」という。)の研究活動における行動規範に関する必要な事項に関する企画、推進、調査、審議等を行うために、本学に、立教大学研究活動行動規範マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の職務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項の審議又は活動を行う。

- (1) 行動規範に係る相談の受付及び別表に掲げる本学の専門機関(以下「専門機関」という。)との連携に関する事項
- (2) 行動規範に係る不正行為が生じた場合又は相談・通報を受理した場合の助言、調査、改善指導及び是正勧告・命令に関する事項
- (3) 専門機関の行動規範に係る機能及び管理状況の点検及び助言に関する事項
- (4) 行動規範に係る制度等の整備に関する事項
- (5) 行動規範に係る啓発及び広報に関する事項
- (6) 行動規範及びこの規程に関する事項
- (7) その他総長から委託及び要請された事項

2 委員会は、前項第2号に定める職務のうち「立教大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」第2条の各号に定める事項を取り扱うに当たっては、「立教大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」を適用する。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 副総長 1名
- (2) リサーチ・イニシアティブセンター長
- (3) 総長が指名する法律の知識を有する者 1名以上
- (4) 総長が指名する本学専任教員 1名以上
- (5) 総長が指名する立教学院本部・本学専任職員 1名以上

2 前項第1号において、副総長が置かれない場合は、副総長に代わる者を総長が指名するものとする。

(委員の任期)

第 5 条 前条第 1 項第 3 号から第 5 号までの委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第 4 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門委員)

第 7 条 委員長は、行動規範に関する専門的な事項に関して、委員の活動を補佐する専門委員を委嘱することができる。

- 2 専門委員は、委員会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議事に加わることはできない。
- 3 専門委員は、当該事項の審議又は活動が終了したときに解嘱される。

(相談・通報受付窓口の設置)

第 8 条 委員会は、行動規範に係る相談・通報を受け付けるための相談・通報受付窓口を設置する。

- 2 相談・通報受付窓口はリサーチ・イニシアティブセンターに設置し、責任者は委員長とする。
- 3 相談・通報の方法は、本学Webサイト上の相談・通報フォーム又は封書によるものとする。
- 4 委員長は、相談・通報の内容により、相談・通報者と面談を行う。
- 5 委員長は、受け付けた相談・通報案件を、対象とする専門機関等へ速やかに振り分ける。
- 6 委員長は、相談・通報の内容により、受け付けた相談・通報案件を総長に報告する。

(専門機関との情報連携)

第 9 条 委員会は、専門機関との間で日常的な業務連絡を行うほか、情報交換等を行う連絡会議を開催する。

- 2 委員会は、専門機関に対し、行動規範に係る機能及び管理状況に関する年度報告を要請することができる。

(啓発及び広報活動)

第 10 条 委員会は、部局及び専門機関と協力して、行動規範について、広報及び教育を含む啓発活動を行うものとする。

(必要な整備の推進)

第 11 条 委員会は、部局及び専門機関と協力して、本学の研究活動における倫理上及び安全管理上整備すべき事項について、必要な措置を講じるものとする。

(委員会の審議)

第 12 条 委員会は、第 4 条に定める委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、審議を行うことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 審議対象事項に関係する委員は、当該審議に加わることはできない。
- 4 委員会は、必要があるときは、審議対象事項関係者を、当該審議を行う会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 5 委員会は、前項に掲げる審議をするに当たっては、委員会が必要と認めた者に資料の提出を求め、意見を聴取することができる。

- 6 委員長は、緊急を要する事案が生じたときは、委員会の議決を待たずに対応することができる。その場合には、対応後、速やかに委員会に報告しなければならない。
- 7 委員長は、緊急を要する合議が必要な事案が生じたときは、委員会の開催を待たずに、全委員による稟議に付することができる。稟議は、電子メール又は書面によるものとする。
- 8 委員会における審議及び議事録は、非公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、この限りでない。
- 9 委員会は、審議結果を総長に報告又は提案する。

(審議方法)

第13条 審議の方法は、合議とする。

- 2 審議の際の基準は、行動規範に定めるもの及び一般的に妥当と認められる社会的規範等に基づくほか、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 関係法令、所轄省庁の告示、指針等
 - (2) 本学の諸規程

(調査委員会)

第14条 委員会は、第3条に定める職務に応じて、委員会内に調査委員会を設置し、調査を行うことができる。

- 2 委員長は、第4条に定める委員複数名を調査委員に任命する。
- 3 委員長は、調査委員の中から、調査委員長を指名する。
- 4 調査委員長は、調査を統括する。
- 5 調査委員会は、調査結果を委員会に報告する。

(異議申立て)

第15条 第12条の審議により決定した事項又は前条の調査により報告された事項に対して、その事項に係る者は、正当な理由がある場合、1回に限り、異議を申し立て、委員会の再審議又は再調査を求めることができる。

- 2 異議申立てにおいては、本人が、別に定める異議申立書を委員会に提出しなければならない。
- 3 異議申立ては、審議結果又は調査報告の通知を受けてから2週間以内に行うものとする。
- 4 委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合は、再審議・再調査を行う。再審議・再調査は、第12条から前条に定める手続きを準用する。

(守秘義務)

第16条 委員、専門委員、調査委員、事務を行う者等は、機密保持に十分留意し、この規程に基づく活動により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第17条 委員会の事務は、リサーチ・イニシアティブセンターが行う。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、部長会の議を経て、総長が行う。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、2021年9月30日から施行する

別表 学内専門機関一覧（第3条関係）

- 1 立教大学ライフサイエンスに係る研究・実験の倫理及び安全委員会
- 2 立教大学個人情報保護委員会
- 3 立教大学人権・ハラスメント対策センター
- 4 学校法人立教学院立教大学利益相反マネジメント委員会
- 5 内部通報制度運営委員会

制 定 者	総長
所管責任者	個人情報保護統括管理責任者
規程等種別	規程
決 議 日	2021年3月9日個人 個人情報保護委員会決定
改正施行日	2021年3月9日

11 立教大学個人情報保護委員会規程

施行 2006年5月26日

改正 2006年12月1日

2008年7月24日

2017年6月1日

2021年3月9日

(目的)

第 1 条 この規程は、立教大学個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）第5条に基づき設置する委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第 2 条 立教大学（以下「本学」という。）における個人情報の保護に係る企画、推進、保護規程の解釈及び運用等につき審議し、保護規程の目的を実現するために、本学に立教大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 保護規程第4条に規定する個人情報保護統括管理責任者（以下「統括責任者」という。）
- (2) 人事部長
- (3) 総長室事務部長
- (4) 情報戦略委員会委員長
- (5) その他総長が指名する有識者2名

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

(委員の任期)

第 4 条 前条第1項第1号に規定する委員の任期は、総長が指定する期間とする。

2 前条第1項第2号から第4号までに規定する委員の任期は、職務在任期間とする。ただし、任期途中で退任した場合には、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1項第5号に規定する委員の任期は、2年とする。

4 前条第2項に規定する委員の任期は、同条第1項の委員により構成される委員会の定めるところによる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号に規定する統括責任者をもってこれに充てる。

3 委員長は、委員会を総理する。

- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第 6 条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、緊急を要する事案が生じたときは、委員会の議決をまたずに対応することができる。その場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

(委員会の審議等)

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる事項につき審議する。

- (1) 個人情報保護に関する全学的な施策に関する事項
 - (2) 保護規程に基づく審議事項
 - (3) 保護規程第4条に規定する統括責任者及び同規程第7条に規定する個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）から付議された事項
 - (4) この規程その他個人情報保護に関連する規程の改廃に関する事項
 - (5) その他個人情報保護に係る重要事項
- 2 委員会は、前項に掲げる審議をするに当たっては、管理責任者、立教大学個人情報保護規程施行細則第2条第1項に規定する学内者、その他委員会が必要と認めた者に資料の提出を求め、意見を聴取することができる。
 - 3 委員会は、審議結果に基づき、前項に規定する者に助言、指導又は勧告をすることができる。
 - 4 委員会は、審議結果に基づき、必要に応じて統括責任者を経て総長に報告又は提案することができる。

(小委員会)

第 8 条 委員会は、保護規程及びこの規程に規定する委員会設置の趣旨を達成するため、常置小委員会を設置する。

- 2 委員会は、保護規程及びこの規程に規定する委員会設置の趣旨を達成するため、必要に応じ、臨時小委員会を設置することができる。
- 3 委員会は、本学の業務における個人情報保護への具体的対応等を検討するため、個人情報保護実施小委員会を設置する。
- 4 前3項に規定する小委員会につき必要な事項は、委員会が別に定める。

(守秘義務)

第 9 条 第3条に規定する委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務)

第 10 条 この委員会の事務は、総務部が行う。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て総長が行う。

附 則

この規程は、2006年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、2006年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年7月24日から施行する。

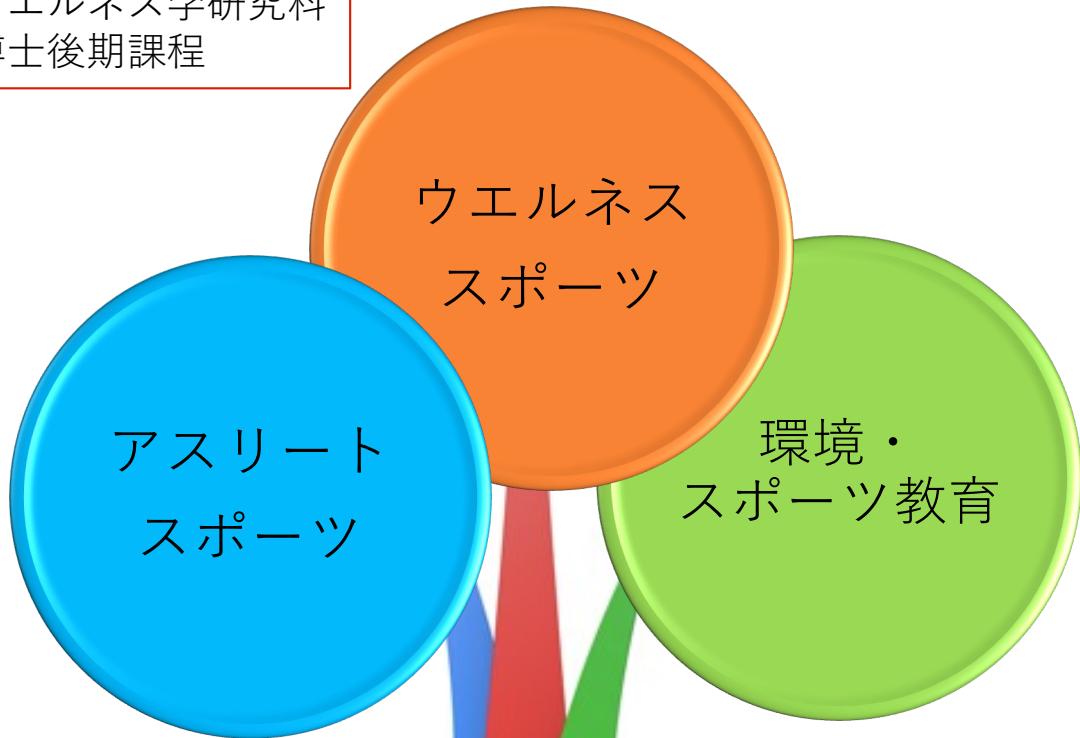
附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する。

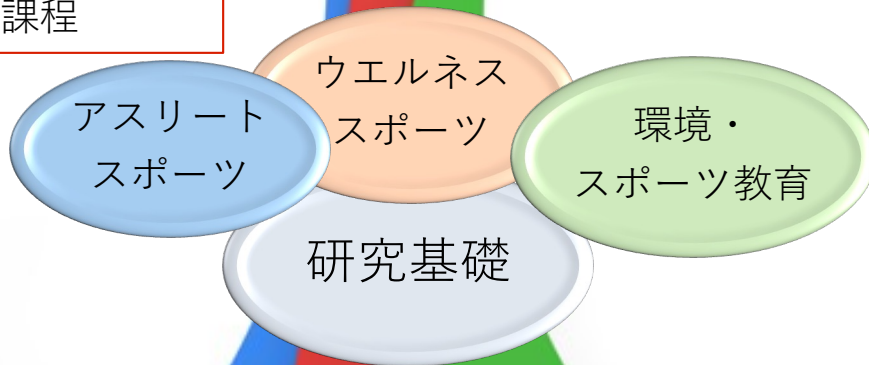
附 則

この規程は、2021年3月9日から施行し、2020年6月1日から適用する。

スポーツウエルネス学研究科
・ 博士後期課程



スポーツウエルネス学研究科
・ 博士前期課程

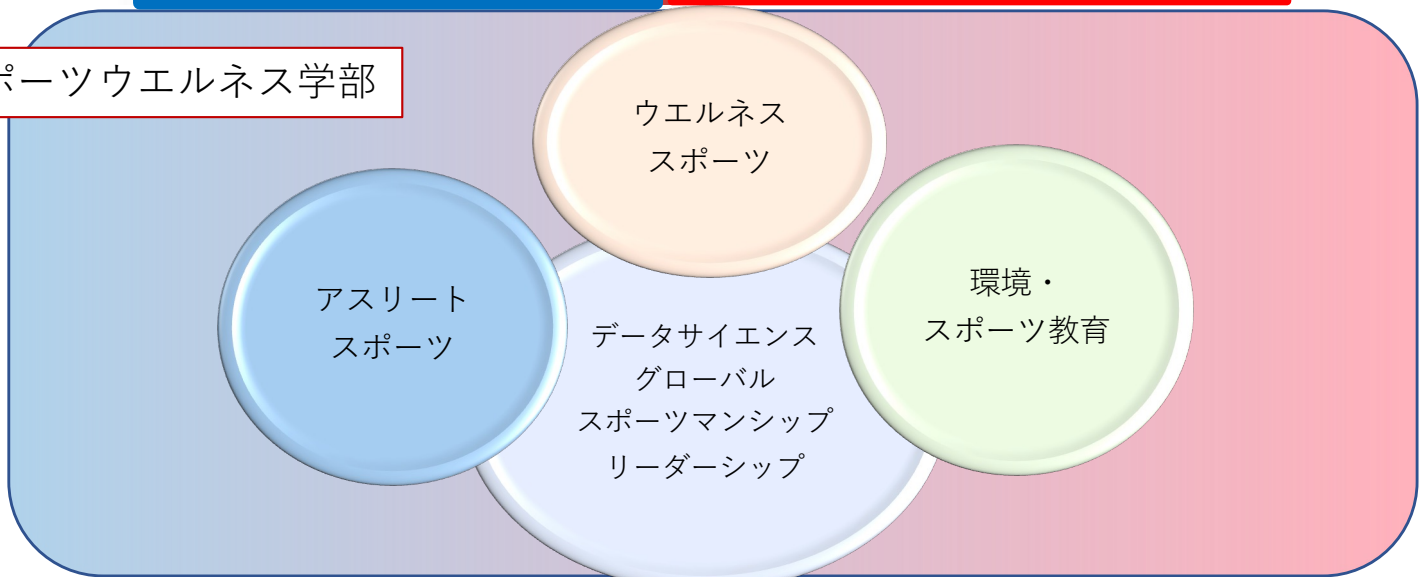


スポーツウエルネス学

スポーツ科学

ウエルネス科学

スポーツウエルネス学部



○出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および 2023 年 3 月末までに卒業見込みの者。（学校教育法第 102 条）（注 1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および 2023 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2023 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2023 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および 2023 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および 2023 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および 2023 年 3 月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および 2023 年 3 月末までに修了見込みの者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2023 年 3 月 31 日までに満 22 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

（注 1）出願資格の 1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

○資料 14 学校法人立教学院就業規則

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料 14

2 出典

本学規程

3 引用範囲

全文

4 その他の説明

従前より公表していない規程のため、公表を差し控える。

○資料 15 立教大学特別専任教授任用規程

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料 15

2 出典

本学規程

3 引用範囲

全文

4 その他の説明

従前より公表していない規程のため、公表を差し控える。

スポーツウエルネス学研究科時間割（補正）

		1 (8:50～10:30)	2 (10:45～12:25)	3 (13:25～15:05)	4 (15:20～17:00)	5 (17:10～18:50)	6 (18:55～20:35)
月	前期		スポーツウエルネス研究9 (バイオメカニクス)				スポーツウエルネス研究11 (スポーツ方法学)
	後期	スポーツウエルネス研究12 (分子細胞生物学)					スポーツウエルネス研究2 (野外教育、環境教育)
火	前期		スポーツウエルネス研究1 (スポーツ社会学)	スポーツウエルネス研究19 (環境教育)		スポーツウエルネス研究3 (トレーニング科学、コーチング)	研究基礎
	後期	スポーツウエルネス研究10 (スポーツ・運動心理学)				スポーツウエルネス研究13 (スポーツマネジメント)	スポーツウエルネス研究20 (スポーツマンシップ、スポーツ産業)
水	前期					スポーツウエルネス研究7 (スポーツ医学)	スポーツウエルネス研究6 (スポーツ栄養学)
	後期						研究指導1
木	前期				スポーツウエルネス研究15 (データサイエンス)		スポーツウエルネス研究17 (アダプテッド・スポーツ)
	後期		スポーツウエルネス研究18 (スポーツメディア)			スポーツウエルネス研究5 (ウエルネスジェンダー学)	
金	前期			スポーツウエルネス研究4 (環境生理学、神経科学)		スポーツウエルネス研究8 (健康心理学)	
	後期	スポーツウエルネス研究16 (ウエルネス科学)			スポーツウエルネス研究14 (トレーナー科学)		
土	前期	研究指導2					
	後期	研究指導3					

2020年度 立教大学図書館 統計・データ集

2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、立教大学図書館では2020年3月初旬より開館時間短縮やグループ学習スペース利用中止などの対応を開始した。4月、5月はキャンパス入構禁止措置が取られ、一部限定的な開館措置が取られた日を除き終日閉館となった。オンライン授業開始に伴い、6月3日から本学学生、教職員を対象とした予約制の限定開館が再開された。一方で卒業生を含め、学外者の利用は2021年6月現在も制限されている。

上記の事情から、2020年度図書館統計は例年と違った数値、傾向となっていることをご承知おきいただきたい。

<利用者サービス統計>

■ 開館日数

(日)

	2020年度
池袋図書館	248
新座図書館	247

注：2020年4月、5月の限定的開館日を含む

■ 入館者数

(人)

	2020年度		
	入館者数	1日平均	学外者
池袋図書館	52,812	213	52
新座図書館	11,599	47	8
計	64,411	—	60

■ 館外貸出冊数

(冊)

	2020年度			
	総冊数	貸出冊数		1日平均
		うち自動貸出装置	うちMyLibraryによる延長	
池袋図書館	74,348	36,241	14,053	300
新座図書館	13,862	4,218	2,237	56
新座保存書庫	127	1	58	—
計	88,337	40,460	16,348	—

注1. 所蔵館に基づいて集計

注2. 視聴覚資料含む

■ 学内他館取寄せ件数

(件)

	2020年度	
	新座図書館・新座保存書庫	池袋図書館・新座保存書庫
池袋図書館	8,285	-
新座図書館	-	2,582
計	8,285	2,582

■ グループ学習室利用件数

(件)

	2020年度
池袋図書館	-
新座図書館	-
計	-

注：2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、利用を制限した。

■ 複写枚数

(枚)

	2020年度
池袋図書館	175,888
新座図書館	10,743
計	186,631

注：マイクロ資料からの複写含む

■ 校友利用証の発行

(件)

	2020年度
池袋図書館	12
新座図書館	2
計	14

注：2020年度は新型コロナウイルス感染症対策の入構・利用制限前(4月)の申請のみ

■ 学外相互協力

(1) 学外相互協力

(件)

		2020年度		
		文献複写*	資料貸借*	紹介状
池袋図書館	依頼	419	238	2
	受理	1,051	472	1
新座図書館	依頼	104	11	0
	受理	198	45	0

注1.*は「謝絶・キャンセル」を除外

注2.2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のために紹介状の発行受付は原則中止とした。

発行、受理ともに、4月からの入構・利用制限前、またはイレギュラー対応のみ。

(2) 山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム利用者

(人)

	2020年度	
	立教大学から	立教大学へ
青山学院大学	-	-
学習院大学	-	-
國學院大學	-	-
東洋大学	-	-
法政大学	-	-
明治大学	-	-
明治学院大学	-	-
計	-	-

注：2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、実施せず。

<リテラシー教育>

■ 図書館ガイダンス

2020年度	
春学期(4月)	新任教員ガイダンス(池袋・新座)(資料を人事課に提供)
	春学期特別外国人学生ガイダンス(パワーポイント資料を国際センターに提供)
秋学期(9月)	秋学期特別外国人学生ガイダンス (Blackboard公開のパワーポイント資料、動画等を国際センターに提供)
	経営学研究科/異文化コミュニケーション研究科新入生ガイダンス (Blackboard公開のパワーポイント資料、動画等を国際センターに提供)

■ 図書館活用講座

開催回数 0回、参加者数 0名

	2020年度						
	池袋				新座		
レベル	1	2	3	計	オーダーメイド	観光学部対象	計
回数	-	-	-	-	-	-	-
人数	-	-	-	-	-	-	-

注：2020年度は新型コロナウイルス感染症対策により、学修支援企画はオンラインコンテンツの公開・活用
に重点を置いたことから、館内実習を中心とする活用講座は開催しないこととした。

■ 授業内情報検索講習会

開催回数 10回、参加者数 123名（池袋8回 103名、新座2回 20名）

	2020年度							
	池袋				新座			
レベル	入門	発展	分野別	計	入門	発展	分野別	計
回数	0	2	6	8	0	0	2	2
人数	0	19	84	103	0	0	20	20

注1. 入門編：立教大学図書館の利用方法とREAD（ディスカバリーサービス）の使い方、RIKKYO Learning Style導入期に対応

発展編：データベースを使った情報検索ガイダンス、RIKKYO Learning Style形成期に対応

分野別：入門編・発展編に当てはまらない、授業の目的に合った形で講習

注2. 2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のため例年春学期に申し込みがある科目の講習会は1回（対面式）を除き
全て中止となったが、各教員向けに代替手段となるBlackboard公開のコンテンツ活用を案内した。

一方、秋学期は分野別を中心に、Zoom利用により複数回開催した。

■ 外部データベース講習会

講習	2020年度							
	池袋				新座			
	【春学期】		【秋学期】		【春学期】		【秋学期】	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
OED	-	-	-	-	-	-	-	-
Factiva.com	-	-	-	-	-	-	-	-
RefWorksセミナー(日本語)	-	-	-	-	-	-	-	-
RefWorksセミナー(英語)	-	-	-	-	-	-	-	-
BNC online	-	-	-	-	-	-	-	-
東洋経済デジタルコンテンツ・ライブラリー	-	-	1	44	-	-	池袋と共催	0
eol	-	-	1	42	-	-		
日経テレコン21	-	-	1	28	-	-		
Japan Knowledge Lib	-	-	1	19	-	-		
合計	-	-	4	133	-	-	0	0

注：2020年度は新型コロナウイルス感染症対策により、対面でのデータベース講習会の開催を見合わせることにしたが、秋学期には全学（池袋・新座）を対象に、国内系データベースを中心に4社によるZoomオンライン講習会を実現した。Japan Knowledge Libは新規の対応。

■ ラーニングアドバイザー相談件数

(件)

	2020年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
池袋	—	4	15	57	—	4	19	15	19	24	—	—	157
新座	—	0	4	28	—	5	2	3	4	10	—	—	56

注1. 2～3月・8月は長期休暇中のためサービスは実施せず

注2. 2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のため対面相談は行わず、全てオンラインでの相談を実施。メール相談（ASK）は5月25日より、オンライン相談（Zoom）は7月20日からそれぞれ開始した。以降、年間通じて新たなLA相談としてサービスを提供した。

<機関リポジトリ（立教大学学術リポジトリ「立教Roots」）>

■ 機関リポジトリ

(件)

	2020年度
コンテンツ登録数（累積）	18,504
アクセス数（当該年度）	716,557
ダウンロード数（当該年度）	1,870,544

注：IRDBコンテンツ分析システム、及び、Wekoログ解析レポートより集計

(件)

博士学位論文	2020年度	
	累積数	年度内処理数
審査結果/要旨	265	33
論文全文公開数	176	18
論文の要約公開数	89	9

注：コンテンツ登録内数

<所蔵図書資料>

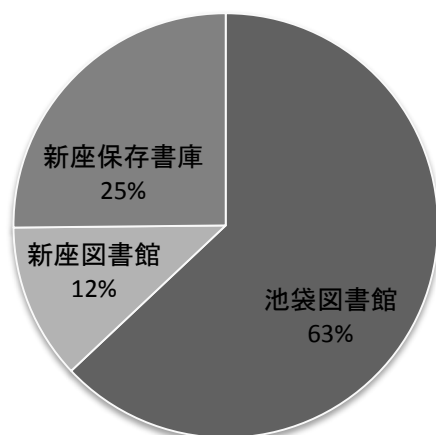
■ 蔵書冊数(視聴覚資料を除く)

(1) 館別

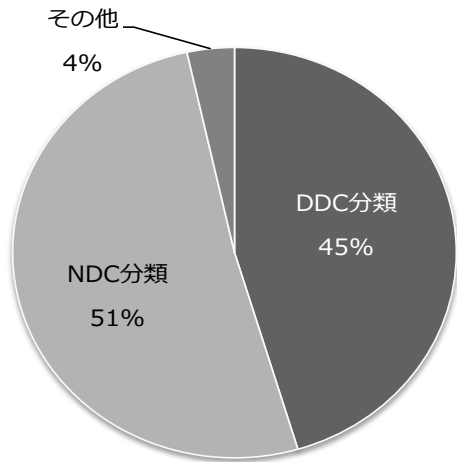
(冊)

	2020年度末
池袋図書館	1,245,560
新座図書館	234,547
新座保存書庫	497,581
計	1,977,688

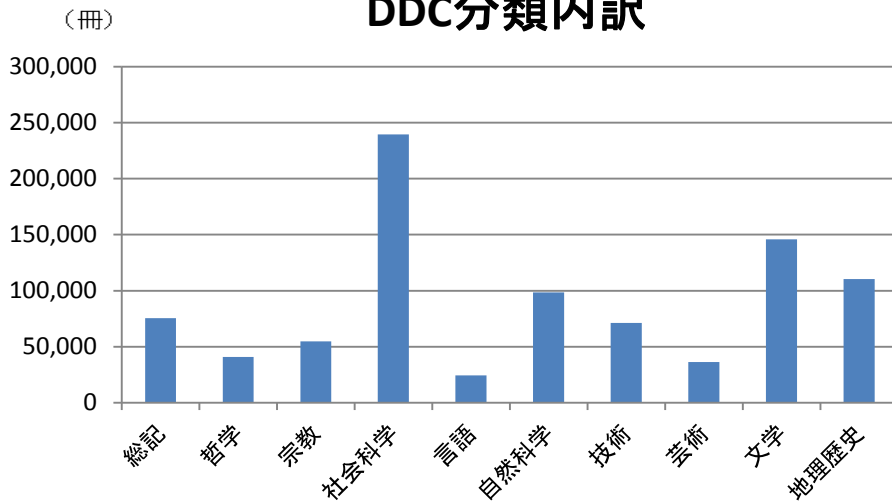
2020年度



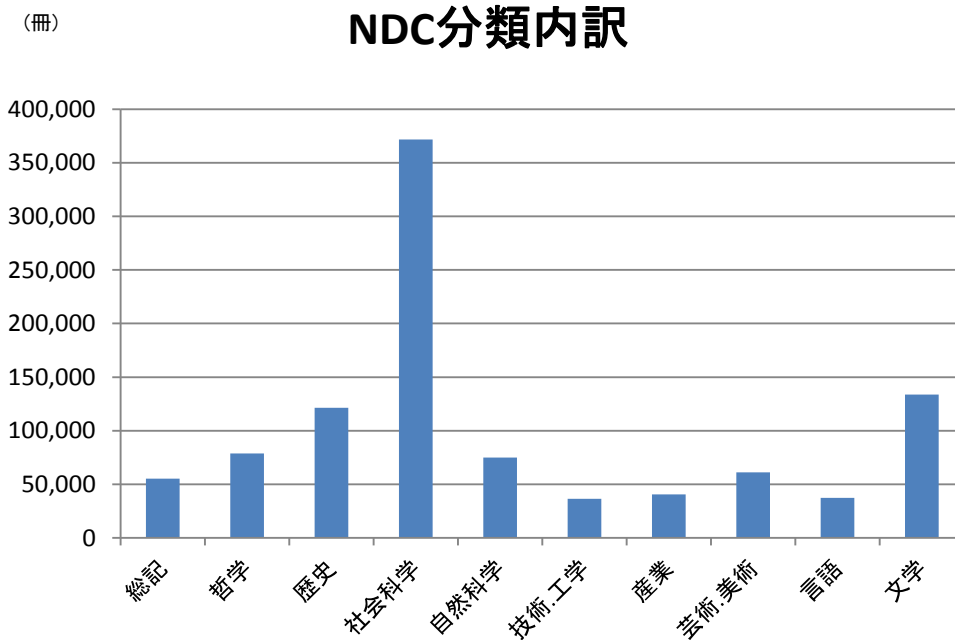
(2) 分類別



DDC分類内訳



NDC分類内訳



■ オンライン資料件数

2020年度		
電子ジャーナル	電子書籍	データベース
66,845	31,707	156

注：「文科省学術情報基盤実態調査（大学図書館編）」の種別による

■ 年間受入図書資料

2020年度				
	図書* (冊)	雑誌 (種)	新聞 (種)	視聴覚資料 (点)
池袋図書館	20,390	4,617	81	292
新座図書館	6,156	624	31	284
新座保存書庫	179	3	0	0
計	26,725	-	-	576

注：*は製本雑誌含む

<図書館施設>

(2021年5月1日現在)

	用途別面積 (㎡)							総面積	座席数 (席)	所蔵可能冊数 (冊)
	利用者サービススペース				管理スペース		その他			
	閲覧	視聴覚	情報端末	その他	書庫	事務				
池袋図書館	9,401	111	40	1,320	1,995	444	5,289	18,600	1,538	1,922,028
新座図書館	2,012	145	5	334	566	198	202	3,462	477	291,194
新座保存書庫	28	0	2	0	1,952	92	472	2,546	14	715,160
計	11,441	256	47	1,654	4,513	734	5,963	24,608	2,029	2,928,382

注1. 「文部科学省 学術情報基盤実態調査(大学図書館編)」の算出方式による

注2. 座席数については、上記の他に池袋図書館ラーニング・スクウェアに96席、新座図書館しおり内グループエリアに66席あり

■ 利用者端末台数

(2021年5月1日現在)

	利用者端末台数		
	館内設置*1	貸出用*2	合計
池袋	309	120	429
新座	92	145	237
合計	401	265	666

*1 OPAC, CD-ROMサーバー専用端末除く

*2 メディアセンター管轄(館外利用可)

○資料 18 立教大学部長会規程

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料 18

2 出典

本学規程

3 引用範囲

全文

4 その他の説明

従前より公表していない規程のため、公表を差し控える。

○資料 19 立教大学大学院委員会規程

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料 19

2 出典

本学規程

3 引用範囲

全文

4 その他の説明

従前より公表していない規程のため、公表を差し控える。

○資料 20 立教大学教育改革推進会議規程

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料 20

2 出典

本学規程

3 引用範囲

全文

4 その他の説明

従前より公表していない規程のため、公表を差し控える。

○資料 21 立教大学国際化推進会議規程

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料 21

2 出典

本学規程

3 引用範囲

全文

4 その他の説明

従前より公表していない規程のため、公表を差し控える。

○資料 22 立教大学自己点検・評価規程

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料 22

2 出典

本学規程

3 引用範囲

全文

4 その他の説明

従前より公表していない規程のため、公表を差し控える。

○資料 23 立教大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程

1 書類等の題名

「設置の趣旨等を記載した書類」資料 23

2 出典

本学規程

3 引用範囲

全文

4 その他の説明

従前より公表していない規程のため、公表を差し控える。